妙高市概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、妙高市が発注する建設工事において、設計積算業務及び入札事務等(以下「発注事務」という。)の効率化により、早期発注及び施工時期の平準化を図るため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱いを定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 概算数量発注方式 当初設計の数量を概算数量により積算し、これにより契約した後に、工事現場との整合等を精査し、工事打合せ簿により設計数量の確定をした上で契約変更を行う方式をいう。
 - (2) 概算数量 設計図書に示した位置図、平面図、標準断面図、配管図等の代表的な数値により算出した設計数量をいう。
 - (3) 工事計画図書 工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果を基に作成する平面図、傍面図、詳細図、施工図等の図面及び数量計算書をいう。

(対象工事)

- 第3条 概算数量発注方式により発注することができる工事は、次の全てに該当する工事とする。
 - (1) 概算数量発注方式により発注事務を効率的に行うことができる工事(道路改良、側溝 整備、安全施設、舗装、区画線設置、消雪パイプ設置、用・排水路整備、水道管布設、そ の他これらに類する工事)
 - (2) 当初設計額が130万円超の工事であって、妙高市請負工事指名審査委員会で承認されたもの
 - (3) 次のいずれにも該当しない工事
 - ア 用地買収が必要な工事
 - イ 現場精査の結果、概算数量及び設計数量にかい離があり、工事費又は工期に著しい影響を与えるおそれのある工事
 - ウ 委託業務等で詳細設計図がある工事

(設計書の作成)

- 第4条 設計書の作成については、次に揚げるとおりとする。
 - (1) 設計書の表紙に、概算数量発注工事であることを明示するものとする。 (公告用設計書は明示しなくてよい。)
 - (2) 当初設計図面は、位置図、平面図、標準断面図、配管図等を添付するものとする。
 - (3) 工事に必要な工種(仮設工を含む。)及び構造物は、当初設計において最大限計上するものとする。
 - (4) 積算は、概算数量に基づき各種工事の積算基準により行うものとする。
 - (5) 工事設計図書の作成に必要な調査及び測量の費用は、通常行う設計図書の照査及び起工 測量の範囲内であるため、計上しないものとする。
 - (6) 工期を設定する際は、工事計画図書の作成期間として、通常の標準工期に加え10日を 限度に加算することができる。

(施工条件の明示)

第5条 発注にあたっては、次に掲げる事項を特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 概算数量発注方式による発注工事であること。
- (2) 概算数量に基づく積算であること。
- (3) 工事設計図書の作成は受注者が行うものとし、工事設計図書の作成に必要な調査及び測量等の費用は、通常行う設計図書の照査及び起工測量の範囲内であるため、計上しないものとする。
- (4) 受注者は工事施工前に工事設計図書を監督員に提出し、協議すること。
- (5) 工事設計図書に基づき設計変更を行うこと。

(設計変更)

第6条

- (1) 設計変更は、妙高市請負工事設計変更ガイドラインに基づき行うものとする。ただし、 新工種に係るもの又は構造若しくは工法等の変更がなく、概算数量と比較して変更数量が 軽微であり、かつ、変更見込額が当初設計金額の30パーセント未満の工事については、 工期の最終段階に一括して変更を行うことができるものとする。
- (2) 起終点、幅員、受注者の都合による増工等、安易に施工範囲の変更を行うことのないように留意するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。